

役員一覧



取締役会の構成および専門性・経験

経営環境の変化に応じた機動的な意思決定と実効性のあるコーポレートガバナンスのしくみを整えるため、取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にすることとしております。また、当社の経営に対して客観的かつ高度な視点からの提言、および監督を期待し、社外取締役を3名選任しており、うち1名は女性であります。

	氏名	専門性と経験								
		企業経営	製造・技術・研究開発	営業	財務・会計	人事労務	国際的経験	法律	ESG	他業種知見
取 締 役	宮本 勝弘*	●			●	●	●	●	●	●
	高橋 幸三	●			●	●		●	●	
	大井 茂博	●	●	●					●	
	大前 浩三	●		●			●		●	
	柳本 勝	●	●	●			●			
	樋口 眞哉	●		●	●	●	●	●	●	
非 業 務 執 行	小林 敬*							●	●	●
	大西 珠枝*					●			●	●
	臼杵 政治*	●			●				●	●
監 査 役	永野 和彦	●		●	●	●		●	●	
	大江 克明				●	●				●
	要木 洋				●		●			●
	園田 裕人	●		●		●			●	

*宮本勝弘、小林敬、大西珠枝、臼杵政治の4名は、「役員人事・報酬会議」の構成員であります。

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き

経営陣幹部の選任については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループ事業の経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、取締役会において性別・年齢・国籍等の区別なく個々人の経験・識見・専門性を判断した上で決定することを方針としております。また、取締役・監査役候補の指名については、上記の条件に加えて、取締役会や監査役会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランスも考慮した上で決定することを方針としております。以上の方針につきましては、取締役会にて決議しております。

経営陣幹部の解任については、その職務執行に不正または重大な法令違反もしくは定款違反等があった場合や各人がその役割・責務を果たすことができないと認められた場合は、取締役会において総合的に判断した上で決定することを方針としております。

なお、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名にあたっては、代表取締役社長および独立社外取締役からなる「役員人事・報酬会議」での検討を経た上で、取締役会にて決議いたします。監査役候補者の指名につきましては、事前に監査役会の同意を得ることとしております。

また、取締役・監査役の解任については、「役員人事・報酬会議」での検討および取締役会での決議を経て株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって決定いたします。

取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

①報酬決定の方針

取締役の報酬については、求められる能力と責任および常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し役員別に基準額を定めております。業務執行取締役については、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブを付与すべく全額業績連動型とし、基準額を当社の連結の業績に応じて一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る月次報酬の額を決定いたします。なお、業績連動報酬に係る指標は、短期および中長期業績インセンティブ(中期経営計画における収益目標等を勘案)の観点から「連結経常利益」を、また、株主への貢献の観点から「自己資本利益率(ROE)」を用いております。当社の業績連動報酬は、これらの指標の実績に基づいて定められた変動率を役員別に定めた基準額に乗じたもので算定いたします。この変動率を±20%の範囲で変動させ、短期業績インセンティブ、中長期業績インセンティブおよび株主貢献の3つの要素をほぼ均等に反映できるようにしております。

また、非業務執行取締役についてはその職務に鑑み全額固定報酬とし、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る月次報酬の額を決定いたします。

②報酬決定の手続き

方針および各取締役の具体的な報酬額については、代表取

締役社長および独立社外取締役からなる「役員人事・報酬会議」での検討を経て、取締役会にて決議することとしております。

独立役員の独立性判断基準

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するため、社外取締役および社外監査役の独立性については、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係を勘案し、その有無を判断します。

関連当事者との取引

親会社グループとの取引に際しては、当社の社内規程に基づき、他社との一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とすることを取締役会で決議しております。特に、鋼材の相互供給やキャッシュ・マネジメント・システム等の重要な取引については、その取引条件が第三者との通常の取引条件と著しく相違せず、かつ当該取引の実施は当社の事業にも貢献し、当社の利益を害するものではないことを取締役会にて確認しております。

当社と取締役との取引については、利益相反取引に該当する場合は、法令および社則である「取締役会規則」に基づき、取締役会での承認と報告を行い、いずれの取引も会社に損害を与えるものではないことを確認しております。

当社と監査役その他の関連当事者との間の取引につきましても、法令に従い、取引の重要性や性質に応じて適切に開示しております。

株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主との建設的な対話を促進するための諸施策に取り組んでおります。株主・投資家との対話全般については、財務・総務総括(担当)取締役が統括し、財務部・総務部をはじめとする社内各部門が連携して、施策の充実に努めております。

具体的には、株主に対しては、株主総会において積極的な情報提供と丁寧な質疑応答に努めているほか、決算説明会や工場見学会などを通じて、当社の経営状況に関する理解促進と対話の充実に努めております。また、証券アナリストおよび機関投資家に対しては、年4回の決算デレフォンカンファレンスや年2回の決算説明会等を通じて、当社の経営戦略、事業内容、業績等をご説明する他、国内外の投資家との面談や電話会議の実施等、対話の充実に取り組んでおります。2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大影響により決算説明会や工場見学会の開催は見送らざるを得ませんでしたが、デレフォンカンファレンスやWEB会議システムを活用して機関投資家等と意見交換を行いました。こうした取り組みを通じて株主・投資家からいただいたご意見等につきましては、経営層に報告され、当社の経営に活かされております。なお、インサイダー情報(未公表の重要事実)については、インサイダー情報に関する当社社則に従って適切に管理しております。